

被災地における木造仮設住宅の転用に関する研究： 平成28年熊本地震を事例として

淵上, 貴代

<https://hdl.handle.net/2324/4474921>

出版情報：九州大学, 2020, 博士（人間環境学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：

氏 名 : 瀨上 貴代

論 文 名 : 被災地における木造仮設住宅の転用に関する研究
-平成28年熊本地震を事例として-

区 分 : 甲

論 文 内 容 の 要 旨

応急仮設住宅（以下、仮設住宅）は、社団法人プレハブ建築協会が阪神淡路大震災以降に各都道府県と締結した災害協定により、軽量鉄骨造のプレハブ仮設住宅を供給することとなっていた。しかし平成23年東北地方太平洋沖地震（以下、東日本大震災）を契機として、地元の大工・工務店が応急仮設住宅の供給に参画できるよう、社団法人全国木造建設事業協会が33都道府県と災害協定を締結したのをはじめ、木造仮設住宅を供給する動きが進んできた。

熊本地震では、仮設住宅4,303戸中683戸が木造で建設された。熊本県は、発災後すぐに一定数の仮設住宅を木造で供給すること、また、木造の場合は木杭基礎でなく鉄筋コンクリート造の基礎にすることを決定した。この決断は、地盤が良好でないことや余震が続くことが大きな理由ではあったが、恒久的な住宅への転用に可能な仕様であり、実際に熊本県では木造仮設住宅が解体されずに利活用されている。現在の災害救助法では、仮設住宅は2年間で取り壊されることが前提となっているが、被災者は2年とはいえ暫定的にしか整備されない住環境に身を置かなければならない。木造仮設住宅がそのまま恒久的な住宅となれば、自立再建する力のない被災者が住み慣れない住宅を転々とするという負担を軽減できると考えられる。

以上の背景から本研究では、熊本地震における仮設住宅を対象とし、木造仮設住宅が計画される段階から、その後に恒久住宅へと転用される経緯を調査・分析することで、今後大規模な災害が起きた時に、どのような条件下で木造仮設住宅を選択できるのか、また、その後どのような活用可能性があるのかについて考察することを目的とした。

序論とする第1章では、研究の背景、目的、対象および方法について述べるとともに、東日本大震災の木造仮設住宅と比較し、本研究の位置付けを明確にした。

第2章では、各市町村が木造又はプレハブを選択した状況について、市町村の職員に行ったヒアリング調査を元に分析した。その結果、本事例の傾向として、可住地人口密度が低く被害の少ない地域が木造を選択しやすいことがわかった。また、発災から時間が経ち落ち着いた頃であれば仮設の恒久化を想定した事例が増えており、木造の建設を視野に入れやすくなったことがわかった。さらに、MK町がバリアフリー型住宅を木造で建設したことや、MF町ではプレハブは重機の搬入経路に問題があったことから、プレハブとは異なり規格化されていない木造住宅の順応性の高さが示された。

第3章では、木造仮設住宅を転用できる条件について、市町村職員へのヒアリング調査から建設地の性質が大きな要因であることがわかったため、建設地を元の用途により7つに分類し、転用との関係について考察した。その結果、本事例では、公営住宅跡地や未利用公有地、公園・広場といった規模の小さな公有地に建てられた木造仮設住宅が転用されやすかったことがわかった。また、

グラウンドや都市公園法に基づく公園に建てられたものは、代替地を用意できれば転用できていた。民有地で転用するには土地所有者との交渉が必要であるが、農地については農地転用許可も不可欠となり、費用や時間を見込む必要があった。最後に、本事例では結果的に転用後公営住宅としてのみ運用されているが、当初県では様々な運用方法が検討されていたことから、地域の状況に合わせた転用後の用途を考えることで木造仮設住宅の活用新たな可能性を広げることが指摘した。

第4章では、木造仮設住宅転用時の被災者の引越し経緯について調査することで、各市町村における木造仮設住宅の位置付けの違いについて考察した。木造仮設住宅が県から自治体へ譲渡される時期や改修工事の内容は市町村によって様々であったが、改修工事が完了するには、市町村内全体を通じた被災者の自立再建スピードが要因となっていた。また、転用後の家賃徴収の開始時期を災害公営住宅の竣工時期を考慮して決めており、他の被災者との公平性を考える必要があった。UT市とN村の事例を比較すると、UT市は災害公営住宅と木造仮設住宅を同等に扱っていたのに対し、N村では棲み分けを明確にしていた。N村では住民にヒアリング調査を行ったが、木造仮設住宅を再建先として選択した理由に「近所付き合いが楽しかったから」という回答が複数あり、木造仮設の転用がコミュニティ維持に寄与する可能性を示した。

第5章では、木造仮設住宅を転用するための改修工事について、各市町村が行なった工事内容を集計、分類することで、恒久化に適した仮設住宅の計画について考察した。2節では、接道義務や開発許可など、計画時より転用後の法規適合を見据えることで、より効率の良い配置計画を考えることが重要であることを指摘した。3節では、排水や浄化槽の埋設など恒久化を見据えた設備計画、二戸一化しやすいレイアウトの見直しなどが、事前に検討できることを指摘した。

第6章では、熊本地震の翌年に起きたH29年九州北部豪雨において、福岡県により整備された木造仮設住宅と集会所の建設経緯について報告したが、熊本地震の事例とは異なり、現行の制度から想定される流れで建設され、その後解体された仮設住宅の事例として取り上げた。熊本の事例と比較することで、災害規模による計画の違いや木造仮設住宅を恒久的な住宅に転用できる状況の違いを考察した。

第7章では、各章を通じて得られた知見を総括し、今後災害が起きた場合に自治体が木造仮設住宅を建設し転用するまでのロードマップを作成した。地域によって、発災直後には、プレハブ、木造仮設住宅のどちらを選択すべきか、計画の注意点は何か、また、恒久的な建物に転用するときにはどのような活用方法や改修計画が考えられるかについて、多角的な視点から指標を示した。